省　令

○環境省令第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の二及び第十五条の二の三の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月十日

環境大臣　小沢　鋭仁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の七第五項第二号中「燃え殻を令第六条の五第一項第三号チ又は同号リ(2)に掲げる環境省令で定める基準に適合させる」を「次による」に改め、同号に次のように加える。

イ　燃え殻を令第六条の五第一項第三号チ又は同号リ(2)の環境省令で定める基準に適合させること。

ロ　排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ　処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

第十二条の七の三第一号ニ中「第四条の五第一項第二号カの規定による測定」の下に「（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、第十二条の七第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）」を加え、同号ニ(1)中「排ガス」の下に「（令第七条第十二号に掲げる施設に係る第十二条の七第五項第二号ロ及びハの規定による測定の場合にあつては、試料とする。以下この号において同じ。）」を加え、同条第四号ロ中「並びに第十五項第二号ニ」を「、第十五項第二号ニ」に、「、第五号ニ」を「並びに第五号ニ」に改め、同号ハ中「、第六号ヘ」を「並びに第六号ヘ」に、「並びに第十五項第二号ヘ」を「、第十五項第二号ヘ」に、「、第五号ト」を「並びに第五号ト」に、「並びに第十六項第二号」を「、第十六項第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年十一月二十四日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間におけるこの省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号に掲げる産業廃棄物処理施設に係る法第十五条の二の二に規定する維持管理の技術上の基準については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則（以下「新規則」という。）第十二条の七第五項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　施行日から起算して六月を経過する日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号に掲げる産業廃棄物処理施設に係る法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録及び閲覧については、新規則第十二条の七の三第一号ニの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○環境省令第十二号

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第五号及び第十六条第一項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月十日

環境大臣　小沢　鋭仁

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「中小企業者であり、かつ、」を「中小企業者のうち、に、「会社」を「一又は二以上の会社」に、「二分の一未満であるもの」を「二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の二に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたもの」に、「高圧トランス若しくは高圧コンデンサ又は電気機器のうち重量が十キログラム以上のものがポリ塩化ビフェニル廃棄物となつたもの」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたものが廃棄物となつたもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつた。次号及び第四号において同じ。）」に改め、同条第二号中「高圧トランス若しくは高圧コンデンサ又は電気機器のうち重量が十キログラム以上のものがポリ塩化ビフェニル廃棄物となつたもの」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、同条第四号中「（高圧トランス若しくは高圧コンデンサ又は電気機器のうち重量が十キログラム以上のものが廃棄物となつたものに限る。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十一年十一月二十四日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百十三号

市村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する旨、岩手県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十一月十日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第五百十四号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入する旨、愛知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十一月十日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第五百十五号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、南巨摩郡増穂町及び同郡鰍沢町を廃し、その区域をもって同郡富士川町を設置する旨、山梨県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月八日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十一月十日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第五百十六号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十一月十日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第五百十七号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、浜名郡新居町を廃し、その区域を湖西市に編入する旨、静岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十一月十日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第五百十八号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、始良郡加治木町、同郡始良町及び同郡蒲生町を廃し、その区域をもって始良市を設置する旨、鹿児島県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十一月十日

総務大臣　原口　一博